

『茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン（第2期）』の策定について

本県では、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、『茨城県職員子育て応援・女性活躍推進プラン』を策定し、各種取組を行ってきたところです。

今般、「第1期プラン（R3～R7）」の進捗状況や、職員に対する意識調査の結果などを踏まえ、「第2期プラン」を策定しました。

- ※ 計画期間：令和8年度～令和12年度（5年間）
- ※ このプランは、知事部局、議会事務局、企業局、病院局、行政委員会（教育委員会、警察を除く全部局）を対象としています。

第2期プランにおける主な取組（新規・拡充）

■女性職員の登用拡大、キャリア形成の支援

能力を十分に発揮できる職場環境づくり	拡充	・職員自ら上席の業務に参画する組織風土を醸成し、経験を積む機会が得られる環境を整備
研修の充実	拡充	・マネジメント・リーダーシップを学べる研修機会の拡充 ・先輩職員との意見交換の機会確保
相談・サポート体制の強化	拡充	・女性幹部職員によるヒアリング・継続的な助言 ・メンタル不調職員に関する管理職向け相談窓口の周知

■長時間勤務是正等の働き方改革

年次休暇等の取得促進及び勤務間インターバルの確保	拡充	・職員のワーク・ライフ・バランス、健康維持のため、勤務間インターバルを確保
柔軟な働き方の推進	拡充	・フレックスタイム制について、職員に対し積極的な利用を働きかけ

■家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備

育児休業等や介護のための休暇制度等を利用しやすい環境整備	拡充	・「両立支援ガイドブック」の充実・周知により、介護休暇制度等の利用を促進
男性職員の育児休業等の取得促進	拡充	・本県独自の「育児に係る特別休暇」や「育児等応援に係る勤勉手当加算」等の周知による男性職員の育児参加への働きかけ
健康課題への配慮	新規	・更年期障害など様々な健康課題に関する相談窓口の充実・周知

第2期プランにおける主な数値目標

■課長級以上に占める女性職員の割合

現状値 (R8.4.1)		目標値 (R13.4.1)
25.5%	▶	<u>28%</u>

【目標設定の考え方】

- ・前プランに掲げる目標値26%を上回り、全国上位となる目標を設定

<参考> 課長級以上に占める女性職員割合の推移（各年度4月1日現在）

令和7年4月1日時点で、課長級以上に占める女性職員の割合は21.5%となり、全国順位も9位まで上昇するなど、女性の登用が拡大

年度	R5	R6	R7	R8 (目標26%)
割合	13.1%	16.9%	21.5%	25.5%
全国順位	29位	18位	9位	—

■男性職員の育児休業等（※）の合計取得期間（※）育児休業及び育児に係る特別休暇

現状値 (R6)		目標値 (R12)
68.8日	▶	<u>3月以上</u>

【目標設定の考え方】

- ・男性職員の育児休業等取得率及び平均取得期間はともに増加傾向にあり、平均取得期間は68.8日
- ・全職員向けアンケートでは、男性職員の育児休業の理想とする期間について、約6割が「3月以上」と回答

<参考> 男性職員の育児休業取得率及び平均取得期間

R2	R3	R4	R5	R6
44.4% (33.6日)	59.4% (42.1日)	79.2% (39.7日)	98.4% (63.2日)	111.5% ※ (68.8日)

（※）令和5年度までは育児休業のみ。令和6年度は「育児に係る特別休暇」を含む

<参考> 理想とする男性の育児休業期間【全職員向けアンケート結果（令和7年6、7月）】

1週間未満	1週間～1月	1月～3月	3月～半年	半年～1年	1年以上	分からない
1.9%	8.1%	18.4%	14.9%	25.1%	18.7%	13.0%

（※）男性の場合は自身の理想とする期間、女性の場合は配偶者に取得してほしい期間

◆ 配偶者の声 ～アンケート結果から～

[調査対象] 令和6年度下期～令和7年度上期に育休を取得した男性職員の配偶者

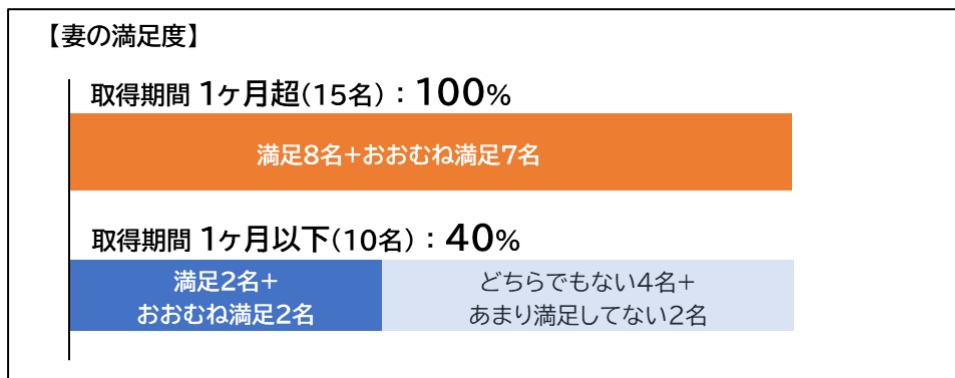
[調査期間] 令和8年2, 3月

[回答者数] 25名

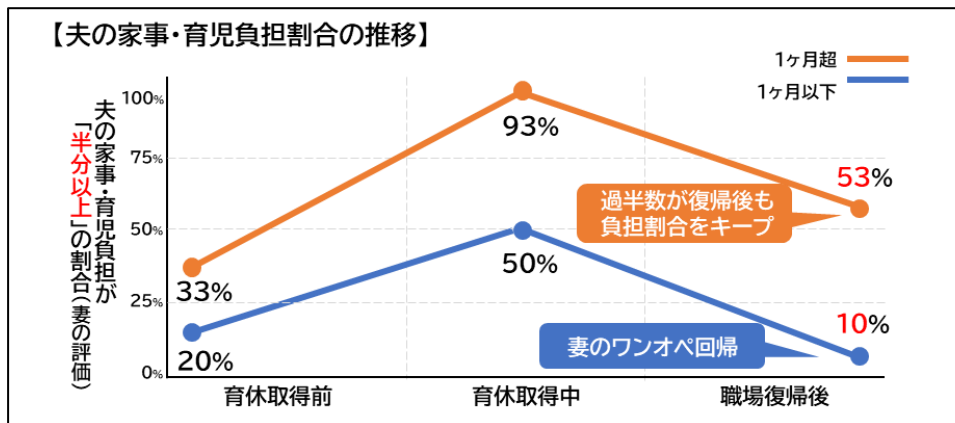
※夫の育休取得期間

選択肢	1週間未満	1週間以上 2週間未満	2週間以上 1月以下	1月超 半年以下	半年超 1年以下	1年超
回答数	3名	2名	5名	11名	3名	1名
	育休取得期間が1月以下=10名			育休取得期間が1月超=15名		

〈夫の育休取得に対する妻の満足度〉



〈夫の家事・育児分担割合の推移〉



⇒ 男性職員が一定の期間以上の育児休業等を取得し、子育てに専念することが、男性職員の主体的な育児参画が定着するうえで、重要な要素！